

(非公式訳)

投資委員会布告

第 4/2561 号

件名：南部国境県における投資促進政策の業種改定および期限延長

持続的な経済発展に導く南部国境県における民間部門貿易投資および住民所得の創出を促進することで、南部国境県及びモデル都市地域における産業開発のために投資促進を継続させる。

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り公布する。

第 1 項 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 18 日付投資委員会布告第 3/2557 号、件名：南部国境県における産業発展の投資促進政策、および仏暦 2558 年 (2015 年) 8 月 10 日付投資委員会布告第 9/2558 号、件名：南部国境県における産業開発の投資促進政策の改定増補に基づく、南部国境県における産業発展の投資促進政策の投資奨励申請期限を 2020 年 12 月 30 日まで延長する。

第 2 項 仏暦 2559 年 (2016 年) 9 月 29 日付投資委員会布告第 9/2559 号、件名：南部国境県における産業開発のためのモデル都市企画内投資促進政策に基づく、「安定、豊富、持続的」なモデル都市企画内の南部国境県における投資奨励申請期限を 2020 年 12 月 30 日まで延長する。

第 3 項 仏暦 2559 年 (2016 年) 9 月 29 日付投資委員会布告第 9/2559 号の業種、および第 4 項における業種 2.17 および 6.15 の条件を以下の通り改定増補する。

業種	条件
2.17 公共事業用建設資材およびプレストレスト・コンクリートの製造	1. パタニー県ノンチク郡、ヤラー県ベートン郡、またはナラティワート県スガイコーロック郡に立地すること。 2. 2020 年 12 月 30 日までに申請書を提出すること。
6.15 石鹸、シャンプー、歯磨き粉などのボディケア製品の製造	1. パタニー県ノンチク郡、ヤラー県ベートン郡、またはナラティワート県スガイコーロック郡に立地すること。 2. 2020 年 12 月 30 日までに申請書を提出すること。

仏暦 2561 年 (2018 年) 1 月 1 日より有効とする。

発布日：仏暦 2561 年 (2018 年) 1 月 31 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長